

災害時における遺体搬送等の協力に関する協定書

幕別町（以下「甲」という。）と社団法人全国霊柩自動車協会（以下「乙」という。）は、災害時における甲に対する協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲において地震、風水害、その他大規模な災害等により、多数の死者が発生した場合に、甲の行う災害対策に対して、遺体搬送や搬送機材等の提供を乙の会員が協力することにより、迅速、かつ円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、災害時に、乙の協力が必要と認める時は、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務より優先して協力するものとする。

- （1）霊柩自動車等による遺体搬送
- （2）遺体搬送等に必要な資機材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- （3）その他、遺体搬送等に必要な事項

（協力の要請）

第3条 前条の規定による協力は、次に掲げる事項を記載した災害時協力要請書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、やむを得ない事態が発生した時、甲は、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに災害時協力要請書を乙に送付するものとする。

- （1）要請を行った者の職名及び氏名
- （2）要請の日時
- （3）要請の理由
- （4）要請の内容
- （5）要請の場所(駐車スペース、宿泊スペース等)
- （6）協力を要請する期間
- （7）その他、要請に必要な事項

（報告）

第4条 乙は、第2条各号の規定による協力を実施した時は、次に掲げる事項を記載した災害時要請業務実施報告書（第2号様式）をもって甲に報告するものとする。

- （1）遺体搬送等に要した資機材及び消耗品の数量並びに当該作業の従事者数
- （2）遺体搬送の回数及び搬送した遺体数
- （3）その他、甲が乙に指示した事項

(経費の負担)

第5条 甲は、前条の規定により乙から報告があった場合は、甲の要請に相違ないことを確認のうえ、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

(経費の請求)

第6条 乙は、前条の規定による経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 乙は、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その部分の経費については、甲に対して請求できない。

(経費の支払)

第7条 甲は、前条に基づき乙から請求があった場合は、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(経費の決定)

第8条 第2条各号の協力に要した経費は、災害の発生直前における市場の適正な価格及び災害救助法（昭和22年法律第118号）の基準額を参考にして、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(支援体制の整備)

第9条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図られるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙双方の連絡責任者を定めるものとする。ただし、期間の途中において変更が生じた場合は、速やかに甲、乙相互に報告するものとする。

(1) 甲 幕別町民生部町民課長

(2) 乙 (社)全国霊柩自動車協会北海道支部連合会 帯広支部長

(災害時の情報提供)

第11条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第12条 乙は、この協定による協力業務を行う場合において知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

(通知)

第13条 乙は、災害時における円滑な協力が図られるよう、この協定により協力できる乙

の会員名簿を毎年3月末までに、甲に通知するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈に疑義が生じた時は、その都度、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の適用)

第15条 この協定の適用期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1箇月前までに、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、更に1年間延長するものとし、以後の期間についても同様とする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成24年3月30日

甲 北海道中川郡幕別町本町 130 番地

幕別町

幕別町長 岡田和夫



乙 東京都新宿区四谷4丁目14

社団法人 全国霊柩自動車協会

会長 坂下成行

